

仕様書

1. 業務名

令和7年度 市内遺跡出土文化財整理事業業務委託

2. 業務の目的

令和5年度に逗子市内で実施した発掘調査の報告書作成のため、出土品等の整理事業を行うもの。なお、報告書の作成は令和8年度に実施予定である。

3. 履行場所

受注者の作業場所

4. 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

5. 業務の内容

「業務対象一覧」(別紙1参照)

作業の全体にわたり「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査の調査基準」(平成23年4月1日神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課)に従うものとする。

a) 遺物洗浄作業

出土遺物に付着した泥土等を、真水により洗浄のうえ、十分に乾燥させる。

土壌サンプルがある場合は、ウォーターセパレーション等により土砂中から遺物及び動物遺存体(貝殻類等)を抽出する。抽出にあたっては、遺物等の大きさに応じて、適切なふるいの目の大きさを選択するものとする。

b) 遺物注記等

出土遺物の裏面または底面等適切な位置に、墨汁・ホワイトポスターカラー等の水性染料及び面相筆等を用いて、遺跡名、出土位置、出土番号・記号等を注記し、ニス等を用いて表面を保護する。

c) 台帳の作成

全ての出土遺物の内訳(種別、部位等)を台帳(Excel形式)に取りまとめる。(別紙2参照)

d) 遺物接合

接合関係の有無を検討し、接合関係等を台帳に記録したのちアクリル樹脂系接着剤等により接合する。また、適宜石膏等を用いて補強、復元する。

e) 遺物実測等

以下の各項に留意のうえ出土遺物を実測図化する。

- ・ 縮尺は、特に指定のない限り原寸で行う。
- ・ 内、外面及び外形を実測図化し、内、外面図には整形痕、磨痕、被熱痕、稜線等を表現する。
- ・ 口径残存率が概ね6分の1以上あるものについては極力推定復元図を作成し、それ以下の破片については断面図及び内・外面の展開図を基本とする。

- ・ 完形及び推定復元実測図の右半面は断面図、左半面は外面図とする。
- ・ 特徴的な整形技法等の痕跡が観察される場合は、随時拓本等により実測図を補う。

f) 遺物実測図トレース

- ・ トレースは、ベクタデータ（線・文字等）で作成し、Illustrator10.0 相当の AI ファイルまたは EPS ファイルとする。
- ・ 縮尺は 3 分の 1、4 分の 1 等を原則として用い、仕上がりで輪郭線 0.3 ミリメートル、整形痕・稜線等は 0.1 ミリメートルを基調として用いる。
- ・ 須恵器の断面には黒色の、灰釉陶器の断面には灰色のトーンをデータ上で貼り込む。

g) 遺構実測図等トレース

- ・ トレースは、ベクタデータ（線・文字等）で作成し、Illustrator10.0 相当の AI ファイルまたは EPS ファイルとする。
- ・ 縮尺は、平面図及び土壌堆積図を仕上がり 60 分の 1、仕上がりで調査区境、遺構プランを 0.3 ミリメートル、遺構下場、層界は 0.1 ミリメートルを基調とする。
- ・ 地山（新第三紀層、逗子貝層、ローム質土等）には、各トーンをデータ上で貼り込む。
- ・ 遺構図版等は、現場作業において方眼紙に手書きした原図を貸与するものとする。

h) 写真撮影

写真撮影には原則として 35 ミリ眼レフ以上のカメラ及びモノクロフィルム（ISO100）を用い、出土遺物の内、外面を個別に撮影する。また、このネガをフィルムスキャナー等でデータ化（等倍で深度 600dpi 程度、TIFF 形式）する。ただし、デジタル一眼レフカメラ（撮像素子 APS-C サイズ以上かつ有効画素数 1,000 万以上）を用いて撮影する場合は、これに代えることができるものとする。

i) 版下作成

調査地点ごとに遺物図版、遺構図版及び写真図版を作成する。

版下作成にあたっては『神奈川県逗子市 埋蔵文化財緊急調査報告書 9』（逗子市教育委員会 2015）掲載図版にならうものとし、参考データを支給する。（別紙 3 参照）

j) 遺物観察表作成

出土遺物の種別、法量、残存率、せいけい技法、胎土、焼成、色調、混入物その他の所見について観察表等を Word 形式で作成し、Illustrator8.0 相当の EPS 形式で版下を作成する。（別紙 3 参照）

6. 業務の特殊性

本業務の文化財調査という学術的性格を踏まえ、発掘担当者は、神奈川県内の遺跡に関する専門的な知識及び経験を有する者（「神奈川県埋蔵文化財事務処理要綱」第 6 条及び「神奈川県内における文化財保護法第 92 条第 1 項の規定に基づく届出に係る発掘調査組織の事前把握に関する要綱」第 4 項に基づく「神奈川県内発掘調査組織一覧（令和 7 年度版）」に掲載された者、もしくは同等の能力を有する者）とする。

7. 成果品

納入成果品は、次のとおりとする。

- 出土遺物実測原図（方眼紙等への手書き図）

- b) 出土遺物トレースデータ (Illustrator10.0 相当の EPS ファイル) を収録した電子記録媒体
- c) 遺物図版及び写真図版 版下データを収録した電子記録媒体及び印刷原稿 (A 4 判)
- d) 遺物観察表データ (Word・TEXT) を収録した電子記録媒体及び印刷原稿 (A 4 判)
- e) 遺構トレースデータ (Illustrator10.0 相当の EPS ファイル) を収録した電子記録媒体
- f) 記録写真ネガ・L 版プリント及びこれらのデータ (TIFF 形式) を収録した電子記録媒体
- g) 上記各一式及びこれらの目録を記載した一覧表 (紙出力)

以上、各一式

※電子記録媒体については、CD-R または DVD-R とする。

※上記諸作業にかかる記録書類等は、ファイル・アルバム等に適宜整理するものとする。

8. 検査

受注者は、作業中随時及び作業終了時点で速やかに逗子市教育委員会社会教育課職員の検査を受けるものとする。

検査の結果不合格となった成果品については、受注者は当該成果品の瑕疵を発注者の指示に従い速やかに補修し、または代品を納入して、検査を受けるものとする。

9. 支払

受注者は、前条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って契約金額の全部の支払を請求することができる。発注者は、支払請求があったときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、これにより難しいときは、45 日以内とする。

10. 注意事項

本業務の遂行に当たっては、対象物が脆弱な文化財であることに留意し、破損、汚損及び紛失等がないよう取扱いに十分配慮すること。また、貸与した方眼紙原図は、原状を損なうことなく返却すること。

11. 個人情報

個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」によるものとする。

12. その他

本仕様書に明記がない事項及び疑義を生じた場合は、発注者及び受注者がその都度協議して決定するものとする。

別紙 1 令和 7 年度 市内遺跡出土文化財整理作業業務委託 業務対象一覧

逗子市教育委員会

(1) 試掘確認調査

調査番号	所在地	遺跡の名称 種類 - 時代	調査面積 (㎡)	調査期間 (自/至)	遺構・遺物	出土品 (概略・箱)	図面 (A2・枚)
試5-1	桜山8丁目 2358-1の一部、2359- 2、2360-1	逗子市No.126 田越谷遺跡 散布地 - 中世	8.00	2023/5/24	遺構：なし 遺物：なし	0	2
試5-2	沼間3丁目647-1、 646-1の各一部	逗子市No.36 五霊神社南台地遺跡 散布地 - 古墳・奈良・平安・中世	8.00	2023/6/13	遺構：なし 遺物：土器・土製品(奈良・平安・中 世)、加工痕のある木片(奈良・平安)	0.40	2
試5-3	新宿4丁目 1695-1、5	逗子市No.51 披露山北側台地遺跡 集落跡・散布地 - 縄文・奈良・平安・中 世・近世	2.21	2023/6/20	遺構：なし 遺物：土器(縄文)	0.03	1
試5-4	逗子4丁目1623-1	逗子市No.61 堂前遺跡 散布地 - 古墳	4.00	2023/6/23	遺構：なし 遺物：なし	0	1
試5-5	小坪4丁目563	逗子市No.124 小坪南町遺跡 散布地 -	2.25	2023/7/10	遺構：なし 遺物：土器(古墳)、陶器(中 世)、土製品・陶磁器・獣骨・ 銭(近世以降)	0.10	1
試5-6	逗子4丁目 1623-9	逗子市No.61 堂前遺跡 散布地 - 古墳	4.00	2023/8/8	遺構：なし 遺物：なし	0	1
試5-7	逗子4丁目 1192-1	逗子市No.114 蟹田遺跡 散布地・集落跡・古墳 - 弥生・古墳・奈 良・平安・中世	8.00	2023/9/20	遺構：なし 遺物：土器(奈良・平安)、鉄製 品(近世以降)	0.05	1
試5-8	沼間2丁目 1416-1他、1417-7、 1417-9	逗子市No.49 堀の内城郭遺構 逗子市No.58 沼間やぐら群 逗子市No.73 神武寺城郭遺構 城館跡・やぐら・地下式竈・横穴 - 古墳・中世	16.00	2023/10/5 ～ 2023/10/6	遺構：なし 遺物：土器 (奈良・平安)	0.01	2
試5-9	小坪3丁目 989-1, 2, 4, 5	逗子市No.53 披露山遺跡 集落跡 - 縄文・弥生・古墳	4.00	2023/11/8	遺構：なし 遺物：なし	0	1
試5-10	沼間3丁目653-5	逗子市No.36 五霊神社南台地遺跡 散布地 - 古墳・奈良・平安・中世	8.00	2023/12/26	遺構：ピット (奈良・平安) 遺物：土器 (弥生・奈良・平 安)、陶器 (奈良・平安)	0.10	1
試5-11	桜山8丁目 2360-3	逗子市No.126 田越谷遺跡 散布地 - 中世	8.00	2024/1/11	遺構：なし 遺物：なし	0	1
試5-12	桜山8丁目2274-1	逗子市No.21 桜山やぐら群 やぐら - 中世	16.00	2024/3/7 ～ 2024/3/14	遺構：地業・掘り込み (中世以 降) 遺物：陶磁器 (近世以降)	0.01	3
試掘確認調査 計 12件			88.46			0.70	17

(2) 本発掘調査

調査番号	所在地	遺跡の名称 種類 - 時代	面積 (㎡)	調査期間 (自/至)	備考	出土品 (概略・箱)	図面 (A2・枚)
本5-1	沼間3丁目647-1、 646-1の各一部	逗子市No.36 五霊神社南台地遺跡 散布地 - 古墳・奈良・平安・中世	19.25	2023/7/24 ～ 2023/7/27	遺構：なし 遺物：土器・陶器・加工痕のある木 片・鉄滓 (奈良・平安)、陶磁器 (近世以降)	0.50	2
本発掘調査 計 1件			19.25			0.50	2

テンバコ 合計 1.2 箱

図面 合計 19 枚

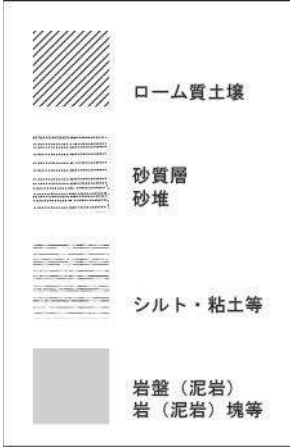
別紙 2 遺物台帳 (例)

[illegible]

凡 例

1. 本書中の図面等に関する約束は、以下のとおりである。

- (1) 調査地位置図に使用した地形図は、逗子市地図情報システム（平成 15 年度）を使用した。抄録の緯度・経度の値は「数値地図 2,500 関東-4」国土地理院 2002 を参照した。
- (2) 遺構図中の方位は国土座標に基づく北を原則とするが、法第 93 条第 1 項に基づく届出の添付図面に準ずるため、適宜磁北、略北を含む。
- (3) 図中のレベルは標高を表す。標高は第三級基準点に基づき、オートレベルを用いて測量・算定した。
- (4) 図面の縮尺は各図中に示した。なお、調査地位置図は 5,000 分の 1、調査区設定図は 400 分の 1、遺構図版は 60 分の 1、遺物図版は 4 分の 1 の縮尺を原則としている。
- (5) 調査区の呼称については、トレンチ・試掘坑（TR）・テストピット（TP）を適宜用いている。断面図を作成した箇所は、調査区設定図中に▼で示した。
- (6) 遺構図中のトーンについては、前記のとおりである。なお、遺構面以下の自然堆積土及び岩盤（三浦層群逗子層・池子層等）については、基盤層・地山等の呼称を用いた。
- (7) 遺構図中の一点鎖線は任意の掘削面を、鎖線は攪乱等のラインを表す。
- (8) 遺物観察表中の表記は以下のとおりで、（ ）は推定復元値を、< >は残存値を表す。なお、単位はセンチメートルである。同表中出土位置については、実物資料との照合を容易にするため注記番号を記載した。渥美、常滑、信楽産の陶器と思われる小片を瓷器系と総称した。



2. 土色の記載は最も多くの割合を占める色調で代表させ、農林水産省農林水産技術会議事務局監修「新版標準土色帳」に基づき表記した。

3. 出土遺物は可能な限り掲載するように努めたが、細片等帰属が不明な土器・陶磁器細片は適宜割愛した。誤記・誤認等は執筆編集者の責による。また、近世から近現代に属する遺物は、神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱基準に基づく「埋蔵文化財とみなすべき範囲」※に含まれないが、それが出土した土層の堆積した時期を示す資料として適宜掲載した。

※神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱基準
2 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲
① 原則として中世までに属する遺跡
② 近世に属する遺跡で、地域にとって必要なもの
③ 近現代に属する遺跡で、地域において特に重要なもの

4. 出土遺物観察表の記載方法は、以下のとおりである。

■出土遺物観察表記載内容					
単位：cm・g、（ ）：残存値、（ ）：推定値					
番号 出土位置	器 種	法 量	残 存	胎土・焼成・色調	調整・文様・備考
遺物図版番号 整理収蔵番号	かた	口・高さ・径 及び長軸/短軸等	残存する部位及 びその割合等	焼成良/不良・含まれる粒子等・色調（「新版標準土色帳」による）・彩色等	ミガキ・ヘラナデ・指押さえ・貼付・彩色 帰属（制作）時期等
記載例） 1 TR1-No.2	高坏	口 14.8 高 < 6.1> 径 (14.9)	坏部 1/3 遺存	普通 赤色粒・細かな砂粒 内外 7.5YR7/6 橙色 赤彩 10R5/6 赤色	外縦ミガキ 底部横ミガキ 赤彩 内縦ミガキ 赤彩 弥生末～古墳初頭

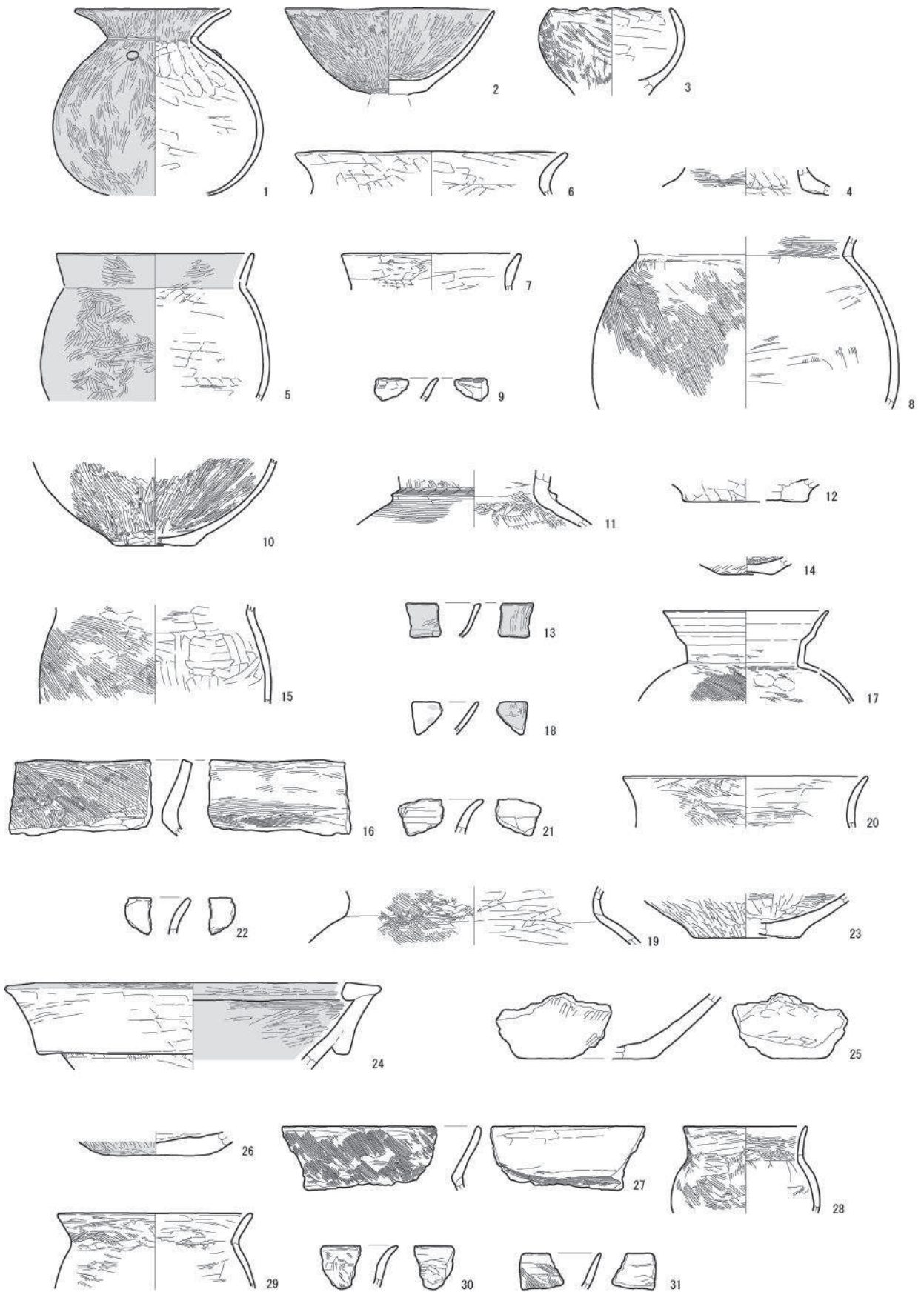


図4 出土遺物

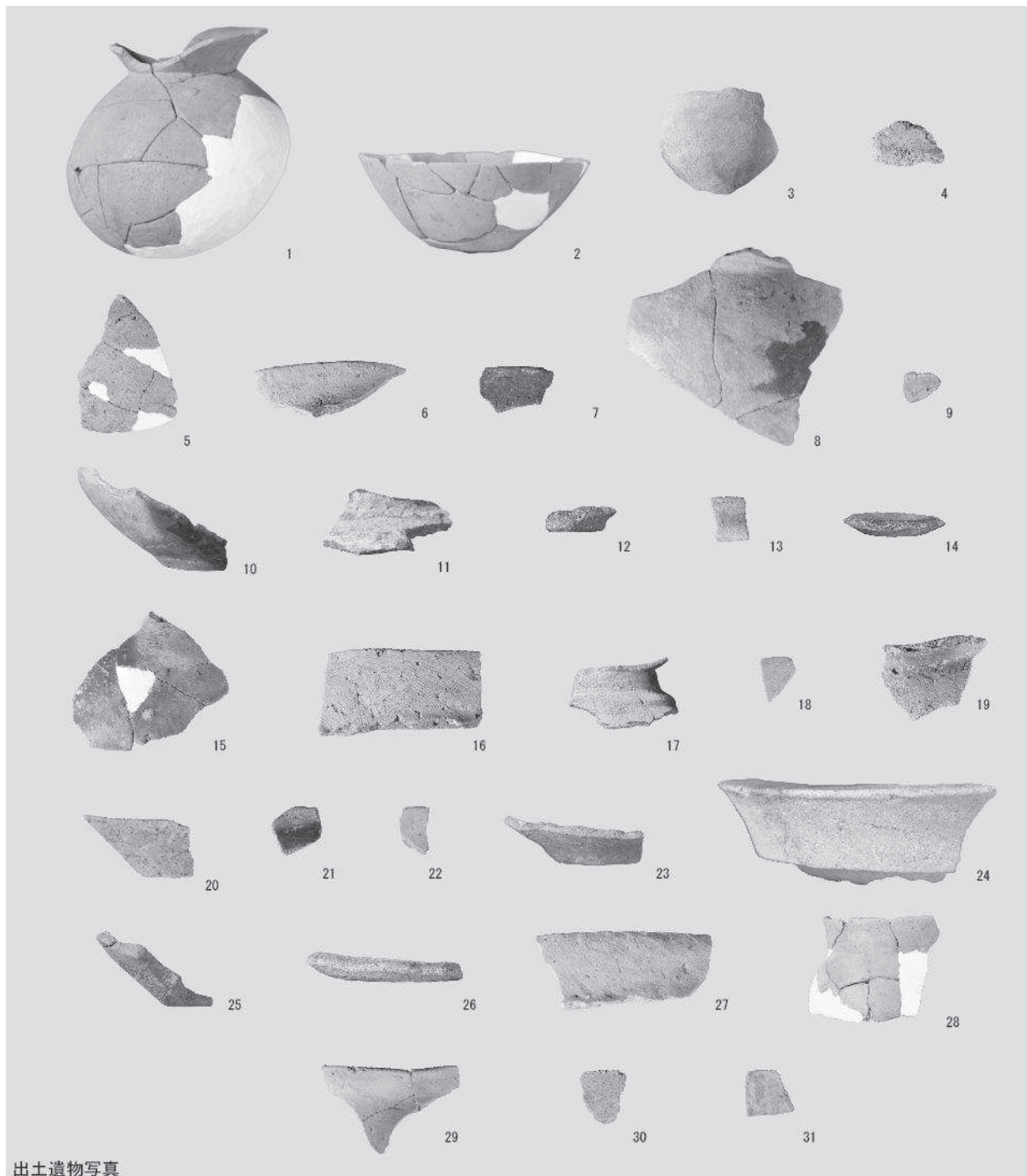
別紙3 参考（遺物図版関係）

単位：cm・g，（ ）：残存値，（ ）：推定値					
番号 出土位置	器種	法量	残存	胎土・焼成・色調	調整・文様・備考
1 TR1-No.1	壺	口高 (10.8) <13.4> (14.9)	口縁部～胴部 2/3遺存	普通 赤色粒・白色粒・骨針・細かな砂粒 焼成良好 外 5YR6/6 橙色 内 7.5YR6/4 にぶい橙色 赤彩 2.5YR5/3 にぶい赤褐色	外縦ミガキ ボタン状貼付2(3?) 赤彩 内口縁部縦ミガキ 胴部ヘラナデ 指押さえ 口縁部赤彩 弥生末～古墳初頭
2 TR1-No.2	高坏	口高 14.8 <6.15> (14.9)	坏部 9/10遺存	普通 赤色粒・細かな砂粒 焼成良好 内外 7.5YR7/6 橙色 赤彩 10R5/6 赤色	外縦ミガキ 底部横ミガキ 赤彩 内縦ミガキ 赤彩 弥生末～古墳初頭
3 TR1-No.3-1	埴	口高 (8.4) 6.2 (10.4)	口縁部～胴部 2/3遺存	普通 細かな砂粒 焼成良好 内外 5YR7/8 橙色	外斜ハケ後ナデ 内ヘラナデナデ 弥生末～古墳初頭
4 TR2-1	壺	高 <2.0>	頸部 破片	普通 石英・赤色粒・粗砂粒・砂粒 焼成良好 外 5YR7/6 橙色 内 10YR7/4 にぶい黄褐色	外横ミガキ 内指押さえ ナデ 弥生末～古墳初頭
5 TR2-2・3・5	広口壺	口高 (13.2) <10.5> (16.3)	口縁部～胴部 破片	普通 赤色粒・石英・砂粒・粗砂粒 焼成良好 外 7.5YR7/4 にぶい褐色 内 10YR7/4 にぶい黄褐色 赤彩 2.5YR5/6 明赤褐色	外横ミガキ 胴部斜・横・縦ミガキ 赤彩 内横ミガキ 胴部ヘラナデ、ナデ 口縁部赤彩 弥生末～古墳初頭
6 TR2-9	甕	口高 (19.0) <3.15>	口縁部 破片	普通 石英・赤色粒・土器破片・砂粒 焼成良好 内外 5YR6/8 橙色	外摩耗 横ナデ 内ヘラナデ、ナデ 弥生末～古墳初頭
7 TR2-10	甕	口高 (12.4) <2.6>	口縁部 破片	普通 石英・土器破片・砂粒 焼成良好 外 5YR4/2 灰褐色 内 5YR6/4 にぶい褐色	外ハケ、横ナデ 内ヘラナデ、ナデ 弥生末～古墳初頭
8 TR2-11	甕	高径 <12.3> (21.8)	頸部～胴部 破片	普通 石英・土器破片・砂粒 焼成良好 外 5YR7/8 橙色 内 2.5YR6/8 褐色	外横ナデ、斜ハケ 内横ハケ、斜ハケ後ナデ 弥生末～古墳初頭
9 TR2-29	甕	高 <1.6>	口縁部 破片	普通 細かな砂粒 焼成良好 内外 7.5YR7/4 にぶい褐色	内外ヘラナデ、ナデ 弥生末～古墳初頭
10 TR3-1	壺	高底 <6.25> (5.8)	底部 1/5遺存	普通 赤色粒・土器破片・砂粒 焼成良好 外 7.5YR6/6 褐色 内 7.5YR7/6 褐色	外縦ミガキ、ナデ 底際指頭圧痕 内縦ミガキ、ミガキ下丁寧ナデ 弥生末～古墳初頭
11 TR3-8	壺	高 <4.05>	頸部 1/3遺存	普通 石英・角閃石・粗砂粒・砂粒 焼成良好 外 10YR7/2 にぶい黄褐色 内 2.5Y3/1 黒褐色	外横ハケ 頸部ハケ刺突 内縦ハケ、ナデ 弥生末～古墳初頭
12 TR3-17	壺	高底 <1.65> (8.8)	底部 破片	普通 赤色粒・石英・土器破片・砂粒 焼成良好 外 2.5YR4/6 赤褐色 内 2.5YR4/4 にぶい赤褐色	外強いヘラナデ 内摩耗 弥生末～古墳初頭
13 TR3-18	高坏	高 <2.45>	口縁部 破片	普通 石英・砂粒 焼成良好 内外 7.5YR7/4 にぶい褐色 赤彩 10R4/4 赤褐色	外ナデ、横ナデ 赤彩 内ミガキ 赤彩 弥生末～古墳初頭
14 TR3-22	壺	高底 <1.25> (7.6)	底部 完遺存	普通 赤色粒・白色粒・粗砂粒・土器破片・砂粒 焼成良好 外 2.5YR5/8 明赤褐色 内 5YR5/4 にぶい赤褐色	外斜ハケ 底部ハケ、ナデ 内強いハケ後ナデ 弥生末～古墳初頭
15 TR3-35	甕	高 <7.05>	胴部 破片	普通 石英・赤色粒・土器破片・砂粒 焼成良好 外 5YR6/6 褐色 内 10YR4/2 灰黄褐色	外斜ハケ 内ヘラナデ、ナデ 弥生末～古墳初頭
16 TR3-44	甕	高 <5.4>	口縁部 破片	普通 赤色・土器破片・砂粒 焼成良好 内外 7.5YR7/6 褐色	外斜ハケ2種 口唇部ハケ、ナデ 内横ハケ 頸ハケ、ナデ 弥生末～古墳初頭
17 1区6・6	壺	口高 (11.6) <2.2>	口縁部～頸部 破片	普通 赤色粒・砂粒・やや粗砂粒 焼成良好 内外 10YR8/4 浅黄褐色	外口横ナデ 胴斜ハケ 内口横ナデ、横斜ハケ後ナデ 指頭痕あり 弥生末～古墳初頭
18 1区9	広口壺	高 <2.35>	口縁部 破片	普通 赤色粒・細かな砂粒 焼成良好 内外 7.5YR7/6 褐色 赤彩 5YR4/3 にぶい赤褐色	外ナデ 赤彩 内ナデ、縦ミガキ 赤彩 弥生末～古墳初頭
19 1区11	甕	口高 (17.2) <3.7>	頸部 破片	普通 石英・土器破片・粗砂粒・砂粒 焼成良好 外 5YR6/4 にぶい褐色 内 7.5YR6/4 にぶい褐色	外斜ハケ後一部ヘラナデ 内横ヘラナデ後横ナデ 弥生末～古墳初頭
20 1区14	甕	口高 (17.2) <3.7>	口縁部 破片	普通 砂粒・粗砂粒 焼成良好 外 10YR7/4 にぶい黄褐色 内 5YR7/8 褐色	外斜ハケ後横ナデ 内横ハケ、横ナデ 弥生末～古墳初頭
21 1区15	甕	高 <2.65>	口縁部 破片	普通 土器破片・粗砂粒 焼成良好 外 7.5YR5/3 にぶい褐色 内 7.5YR5/4 にぶい褐色	外横ヘラナデ 内ヘラナデ、ナデ 弥生末～古墳初頭
22 1区16	甕	高 <2.6>	口縁部 破片	普通 赤色粒・土器破片・細かな砂粒 焼成良好 外 10YR7/4 にぶい黄褐色 内 7.5YR7/4 にぶい褐色	外横ナデ 内横ナデ、横ハケ 弥生末～古墳初頭
23 2区5	壺	高底 <3.15> (7.6)	底部 1/3遺存	普通 赤色粒・石英・土器破片・砂粒 焼成良好 内外 7.5YR6/6 褐色	外縦ミガキ、ヘラナデ 内横ハケ、ヘラナデ、ナデ 弥生末～古墳初頭
24 3区1	壺	高 <4.70>	口縁部 1/5遺存	普通 赤色粒・土器破片・粗砂粒・砂粒 焼成良好 外 7.5YR8/4 浅黄褐色 内 10YR6/3 にぶい黄褐色 赤彩 7.5YR4/3 褐色	外横ハケ後横ミガキ 内横ハケ、横ミガキ 赤彩 弥生末～古墳初頭
25 3区2	壺	高 <4.70>	底部 破片	普通 粗砂粒多・砂粒 焼成良好 外 5YR7/8 褐色 内 2.5Y5/2 暗灰黄色	外剥離、ヘラナデ又はハケ後ミガキ 内ヘラナデ 弥生末～古墳初頭
26 3区4	壺	高底 <1.27> (7.8)	底部 破片	普通 褐色粒・粗砂粒・砂粒 焼成良好 外 10YR8/4 浅黄褐色 内 5YR6/6 褐色 赤彩 5YR6/6 褐色	外縦ミガキ 赤彩 内ヘラナデ又はハケ後ナデ 弥生末～古墳初頭

別紙3 参考（遺物図版関係）

27 3区14	甕	高 <4.6>	口縁部～頸部 破片	普通 赤色粒・白色粒・砂粒 焼成良好 内外 2.5YR6/8 橙色	外斜ハケ、ナデ 内斜・横ハケ後横ナデ 弥生末～古墳初頭
28 3区15	甕	口 高 (8.7) <6.25>	口縁部～胴部 破片	普通 赤色粒・白色粒・細かな砂粒 焼成良好 外 5YR7/6 橙色 内 7.5YR7/4 にぶい橙色	外横ハケ、横ナデ 胴部斜ハケ 内横ハケ、横ナデ 胴部ナデ 弥生末～古墳初頭
29 3区18	甕	口 (13.5) 高 <5.35>	口縁部～頸部 破片	普通 赤色粒・細かな砂粒・砂粒 焼成良好 外 5Y7/6 橙色 内 5YR6/6 橙色	外横ハケ後横ナデ 内横ハケ、横ナデ 弥生末～古墳初頭
30 3区31	甕	高 <2.95>	口縁部 破片	普通 赤色粒・粗砂粒・砂粒 焼成良好 内外 5YR6/6 橙色	外ハケ、ナデ 内横ハケ、ナデ 弥生末～古墳初頭
31 3区40	甕	高 <2.55>	口縁部 破片	普通 茶色粒・細かな砂粒 焼成良好 外 10YR7/2 にぶい黄橙色 内 5Y4/1 灰色	外斜ハケ、ナデ 内横ハケ、横ナデ 弥生末～古墳初頭

表1 出土遺物観察表



出土遺物写真

別紙3 参考（遺物図版関係）

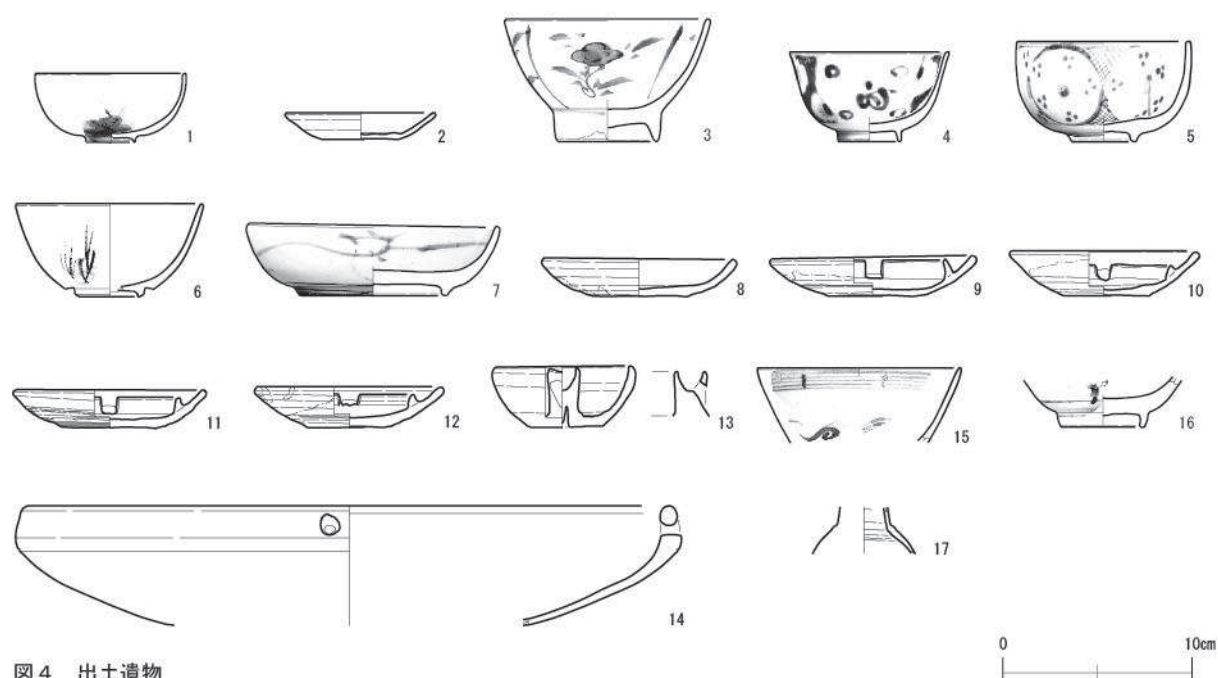
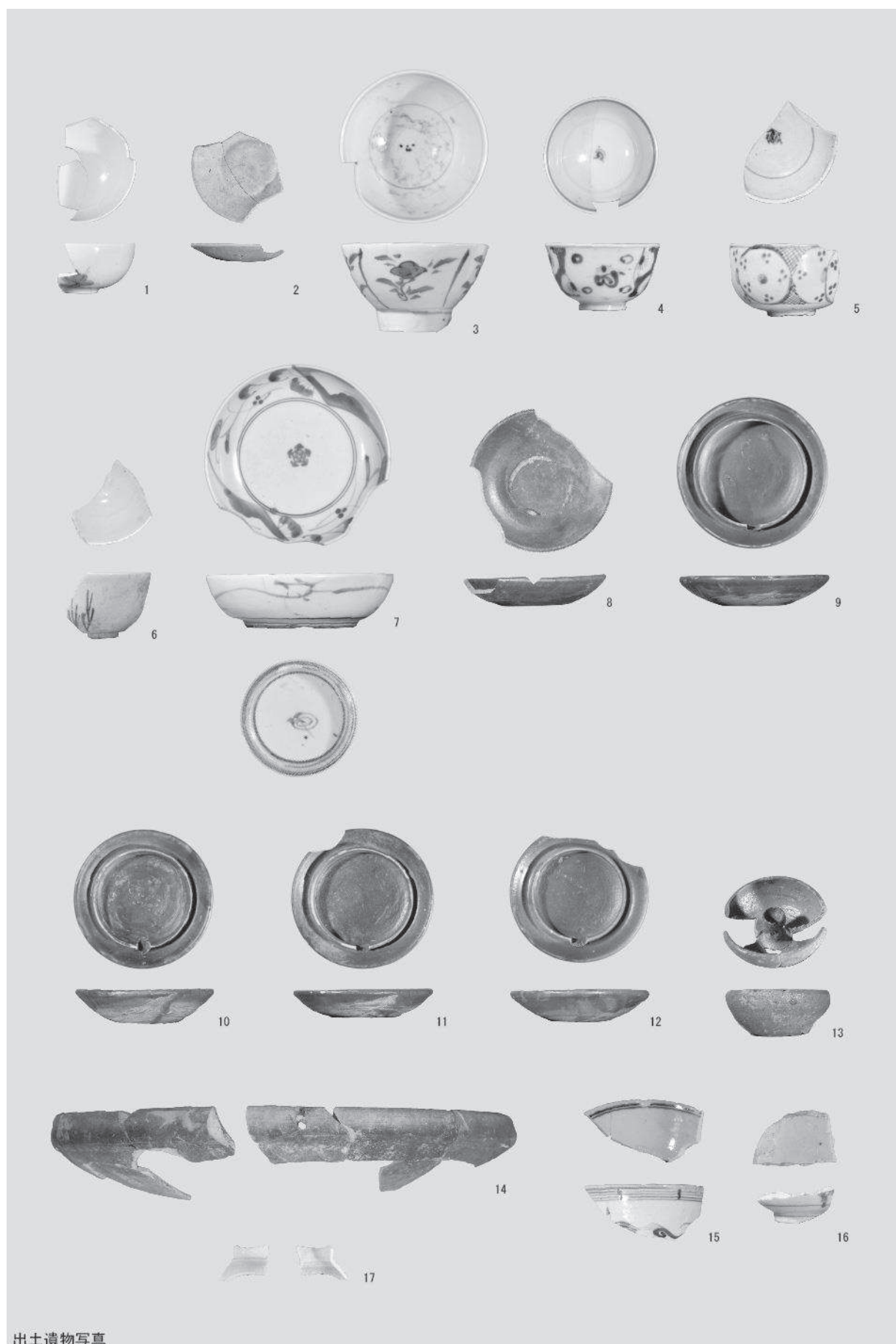


図4 出土遺物

番号 出土位置	材質	器種	分類 形状特徴	法量(cm)				成形	釉薬・文様等	産地等	製作年代	備 考
				口径	器高	底径	最大径・幅					
1 TR1-2	磁器	碗	半球形	(7.8)	4.6	2.5	—	轆轤	染付 透明釉	肥前系	近世	外若松
2 TR1-15	土器	小皿	平型	(7.7)	1.4	4.0	—	轆轤		江戸系	近世	
3 TR2-1	磁器	碗	広東形	10.6	6.5	5.2	—	轆轤	染付 透明釉	肥前系	近世	外草花文 内圏線 見込点
4 TR2-2	磁器	碗	丸形	8.2	4.75	3.2	—	轆轤	染付 透明釉	瀬戸系	近世	外梅花・寿文字 内圏線 見込宝文
5 TR2-3	磁器	碗	丸形	(9.0)	5.3	3.3	—	轆轤	染付 透明釉	肥前系	近世	外鼓・網目 内圏線 見込虫文
6 TR2-4	陶器	碗	杉形	(9.8)	4.9	(3.1)	—	轆轤	鉄絵 透明釉	信楽系	近世	外杉
7 TR2-12	磁器	皿	丸形	13.2	3.85	7.6	—	轆轤	染付 透明釉	肥前系	近世	外花唐草 内草花文 見込五弁花高 台内満福
8 TR2-20	陶器	皿	丸形	9.95	2.05	4.9	—	轆轤	鉄釉	瀬戸・美濃系	近世	内輪トチ痕
9 TR2-23	陶器	灯明受皿	油溝切立状	10.5	2.15	4.5	—	轆轤	鉄釉	瀬戸・美濃系	近世	
10 TR2-24	陶器	灯明受皿	油溝半月状	9.7	2.4	4.6	—	轆轤	鉄釉	瀬戸・美濃系	近世	
11 TR2-25	陶器	灯明受皿	油溝切立状	9.9	2.05	5.0	—	轆轤	鉄釉	瀬戸・美濃系	近世	
12 TR2-26	陶器	灯明受皿	油溝半月状	9.7	2.15	4.1	—	轆轤	鉄釉	瀬戸・美濃系	近世	
13 TR2-28	土器	秉燭	たんころ形	7.1	3.25	3.9	—	轆轤 貼付	鉛透明釉	江戸系	近世	
14 TR2-33・36	土器	焙烙	平型	(37.8)	(6.35)	—	—	轆轤		江戸系	近世	4箇所穿孔あり
15 TR残土-1	磁器	碗	—	(10.7)	<3.95>	—	—	轆轤	染付 透明釉	肥前系	近世	外圏線 不明 内圏線
16 TR残土-5	磁器	碗	丸形	—	<2.7>	(4.2)	—	轆轤	染付 透明釉	肥前系	近世	外圏線 不明 内圏線
17 TR残土-9	磁器	瓶	—	—	<2.45>	—	—	型起こし	白磁 透明釉	肥前系	近世	

表1 出土遺物観察表



出土遺物写真

20-本1 披露山北側台地遺跡（No.51 遺跡）

遺跡の時代	縄文・奈良 ・平安・近世
種別	包含地
調査種別	試掘確認調査
所在地	新宿4丁目 1671-3
調査期間	平成20年 6月10日 から同16日
調査面積	19.0 平方メートル
調査原因 及び 原因者	専用住宅建設 (個人)



図1 調査地位置図

1. 調査経緯及び経過

当地点については、事業者の依頼により、平成18年3月14日に逗子市教育委員会が試掘確認調査を実施しており、その結果、現地表下0.6メートル程度で中世の包含層が表出することが明らかとなっている（逗子市教育委員会2007）。

平成20年6月5日付けで事業者から法第93条第1項に基づく届出が提出され、この届出による建築計画に係る建物基礎敷設深度は、比較的浅い谷側でも現地表下0.6メートルを超えることが明らかであったことから、逗子市教育委員会は、本件工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性は高いものと判断し、この工事によって滅失する部分については、予め本発掘調査を実施し、記録保存を図るべきであると判断し、その旨事業者との協議を整えた。

関係文書一覧

文書名	日付	文書番号	根拠法令
周知の埋蔵文化財包蔵地への 該当の有無について（照会）	平成20年6月4日	20逗教委1111収 第1560001号	法第95条第1項
埋蔵文化財の発掘調査について （依頼）	平成20年6月5日		法第99条第1項 県条例第36条の8第1号ウ 県規則第40条第1項第1号ア
埋蔵文化財発掘の届出について	平成20年6月5日		法第93条第1項 県条例第36条の8第1号ア
周知の埋蔵文化財包蔵地における 土木工事等について（通知）	平成20年6月11日	生文第6-1029号	法第93条第2項
埋蔵物発見届・出土文化財保管証	平成20年6月18日	20逗教委1111発 第1700003号	遺失物法第4条第1項 同法第7条第1項 県事務処理要綱第7条
埋蔵物の文化財認定と帰属について （通知）	平成20年8月15日	生文20第5-1011号	法第102条第1項 法第105条第1項
出土文化財の譲与について（通知）	平成21年4月27日	生文第153号	県条例第36の7第1項 県規則第37条第1項
寄付等受入報告書	平成21年5月22日	（備品整理番号09-020）	市財務規則第222条

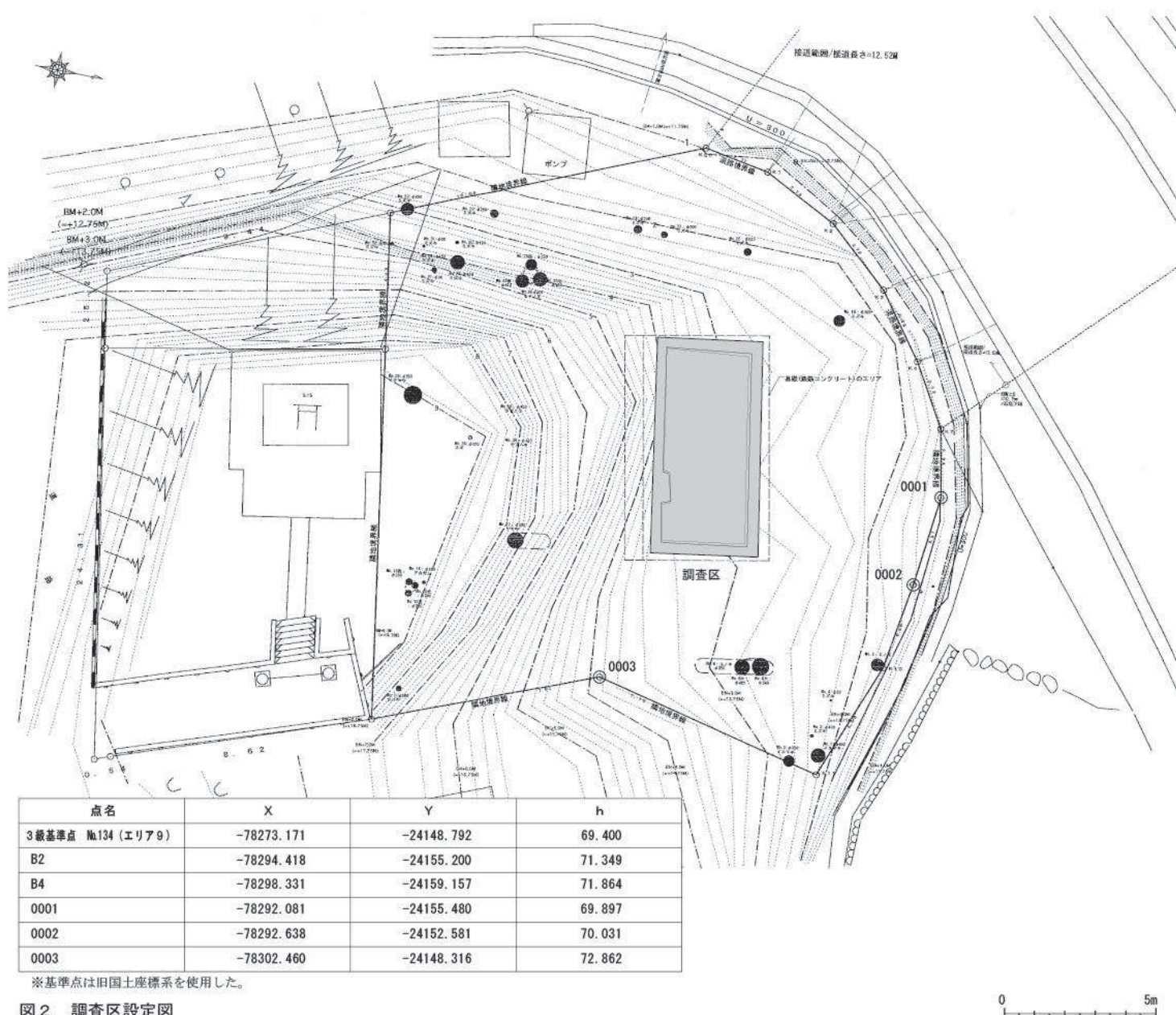


図2 調査区設定図

2. 遺跡概観

披露山北側台地遺跡は、相模湾を臨む丘陵上に位置する。その最高地点は、標高 100 メートル程度を測る「披露山公園」周辺で、逗子市の都市計画公園として親しまれている。

本遺跡については、古くは昭和 47 年 4 月に「披露台遺跡」として逗子市教育委員会が発掘調査を実施し、縄文時代中期初頭と、中期後半から後期前半の土器片等の出土が報告されている（逗子市教育委員会 1973）。また、平成 9 年に逗子市教育委員会が実施した試掘調査では、縄文時代中期から後期及び中近世に属すピット群が検出されるとともに、土器、陶磁器等が出土し、中近世の遺構の存在も明らかとなった（逗子市教育委員会 2001）。さらに近年では、中世のかわらけを含む包含層が検出されるなど、序々に内容が明らかになりつつある（逗子市教育委員会 2007・本書前掲）。当地点は、平成 9 年に縄文時代の遺構群が検出された地点の南側に近接する。



図3 調査区平面図・断面図

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らがを行い、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を持有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。